

毛呂山町地域防災計画

概要版

～災害に強いまちづくり～



平成 29 年 9 月防災訓練 (毛呂山総合公園)



- P1 毛呂山町地域防災計画とは
- P2 毛呂山町の活動体制とは
- P3 町・県、防災関係機関、事業所、町民との連携とは
- P4 大規模な風水害のおそれがある時は
- P5 大規模な地震が発生したら
- P6 災害情報、安否情報を知りたい
- P7 負傷者が出たら
- P8 避難をするには
- P9 避難所で生活するには
- P10 飲料水、食料、生活必需品を手に入れるには
- P11 防災メモ

平成 30 年 3 月
毛呂山町

1. 計画の目的

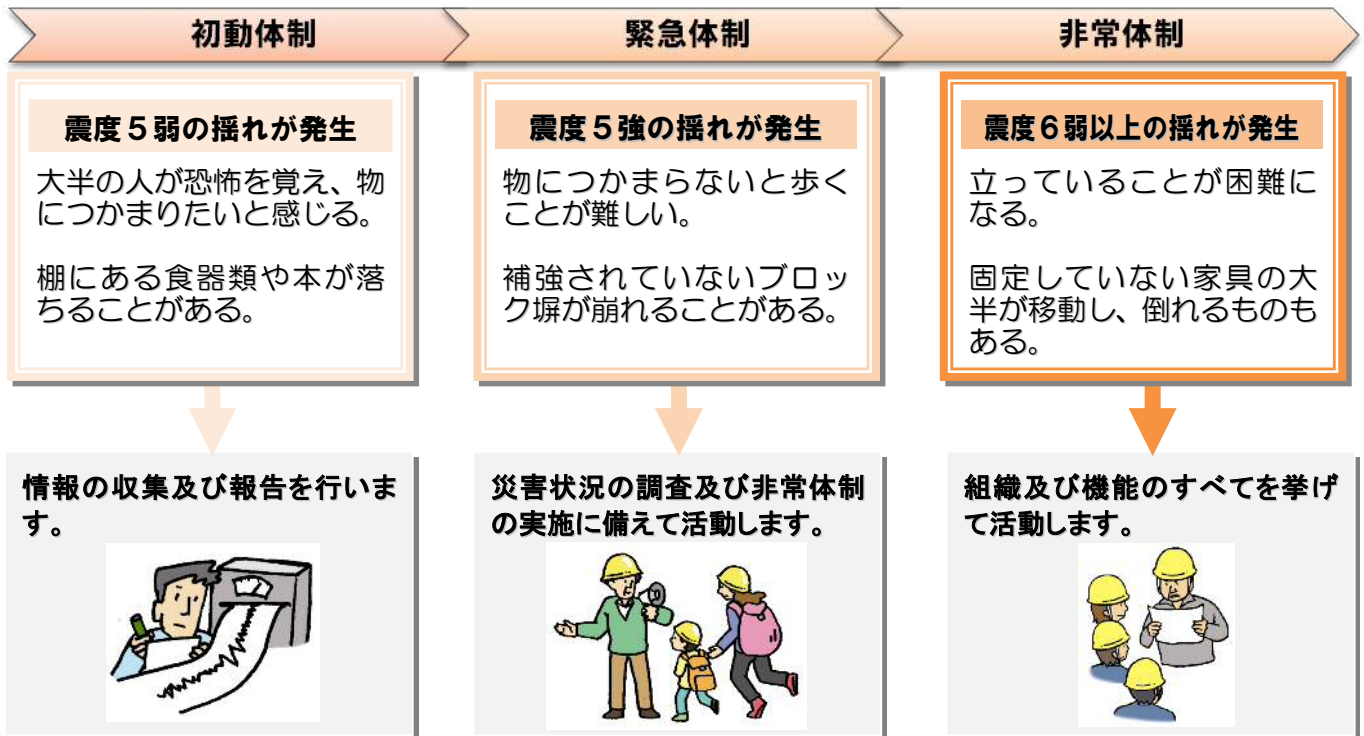
毛呂山町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毛呂山町防災会議が作成するものです。

本計画では、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、本町の地域における風水害、震災及びその他の災害への備えとして、予防、応急対策及び復旧対策等について、町民、行政、関係機関等が行うべき役割と活動内容を定めています。

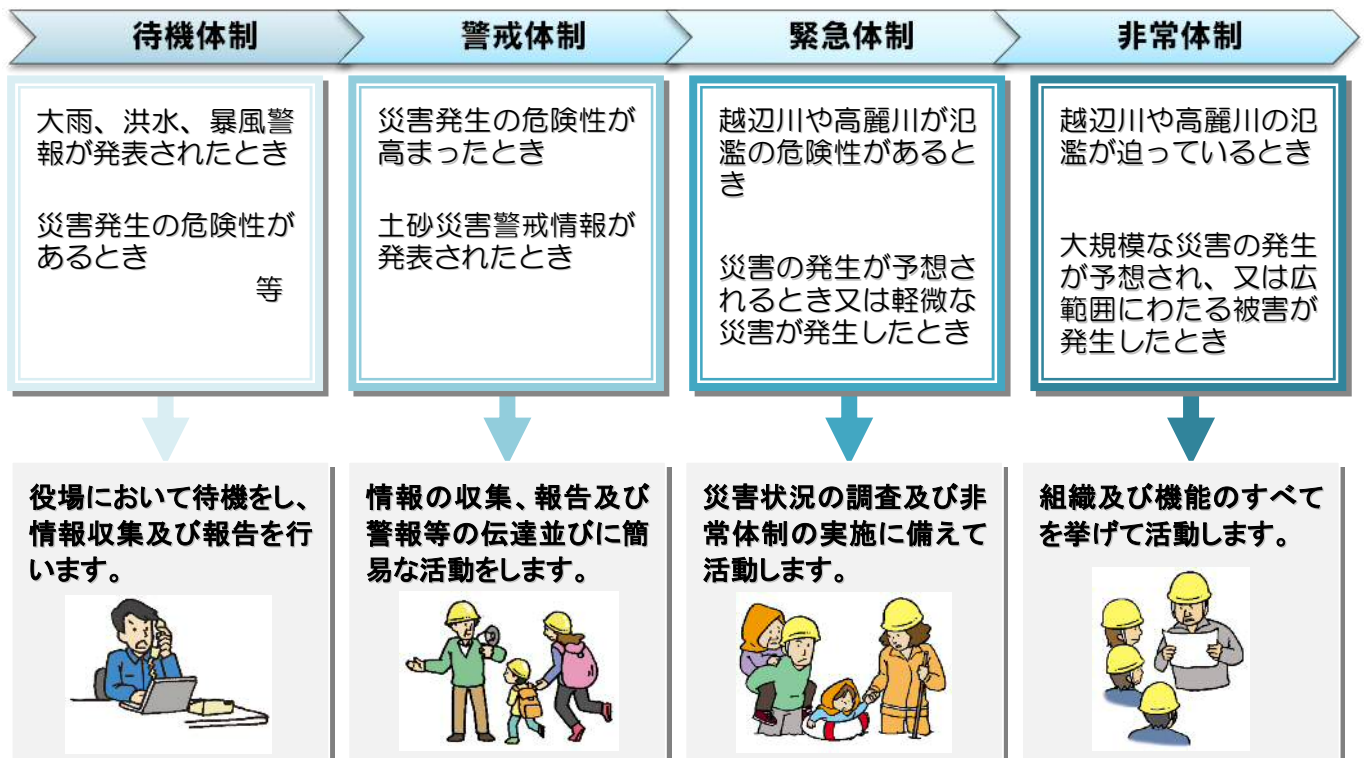
2. 計画の構成と概要



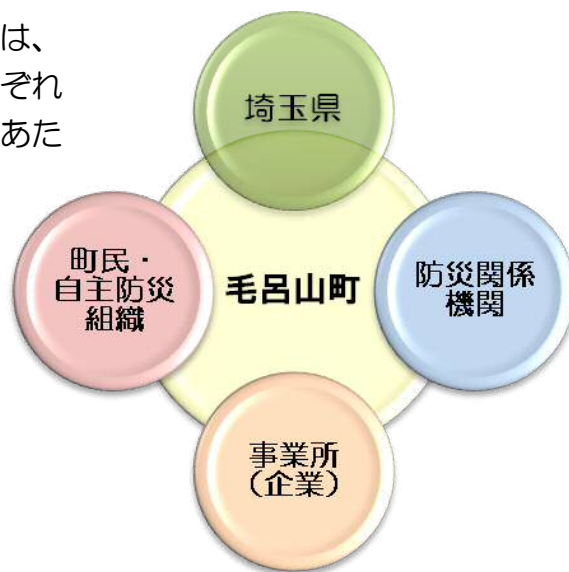
地震発生時の体制



風水害発生時の体制



災害に対する予防、応急活動、復旧・復興には、町・県、防災関係機関、事業所、町民がそれぞれの役割を果たし、また協力・連携して対策にあたるのが重要です。



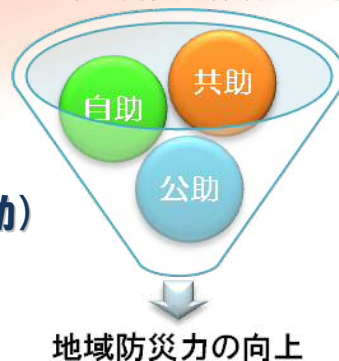
みなさんには、こんな役割があります！

1. 自分の身は自分で守りましょう。(自助) 地域ぐるみで防災の体制づくりを！

- 飲料水、食料等の備蓄
- 防災知識の習得
- 危険回避のための自主避難 等

2. みんなのまちはみんなで守りましょう。(共助)

- 自主防災組織の結成
- 活動の推進 等



事業所（企業）には、こんな役割があります！

1. 建築物の不燃化・耐震化、施設の安全性を強化します。

- 木造建物をはじめとする老朽建物の建替えの促進
- 建物の耐震性の向上 等

2. 防災体制の整備、防災訓練を行います。

- 災害発生直後の地域との協力体制づくり
- 自主防災組織と連携した、避難訓練、消防訓練 等



みなさんには、こんな役割があります！

1. 気象情報・町からの情報に注意しましょう。

- 防災行政無線、消防団広報車、区長等を通じた防災情報の把握
- 地盤が軟弱な箇所、増水の可能性がある河川等への立ち入り禁止

2. 家庭で風水害への備えを行いましょ。

- トタン屋根やブロック塀等の補強
- 排水溝のゴミ等の除去



3. 近隣に住む要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦等）にも声かけましょ。

- 自身で知り得た防災情報等の伝達
- 安否の確認、避難の支援



4. 状況に応じて早めの避難をしましょ。

- 気象情報、河川の増水や土砂崩れの前兆と思われる現象等への注意
- 自主的な避難の心がけ

【土砂崩れの前兆と思われる現象】

■がけ崩れ

- ・濁り水や水の噴出が見られる。
- ・がけや地面に亀裂が入る。
- ・小石がパラパラと落ちてくる。

■地すべり

- ・斜面にひび割れができる。
- ・沢や井戸の水が濁る。
- ・斜面から水が急にふき出す。

■土石流

- ・山鳴りがする。
- ・降雨中に川の水位が下がる。
- ・川に流木が混ざる。



町では、取り組みます！

1. 情報の収集伝達活動を行います。

- 気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報等は防災行政無線や衛星携帯電話等を利用し、関係住民等に円滑に伝達を行います。
- あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、同意を得た名簿登載者の情報を各自主防災組織または自治会に提供するなど、災害時に備えた個別計画作成を支援します。また、災害発生時には同意の有無を問わず、避難行動要支援者名簿を消防、警察等の救助機関に情報提供し、早急な安否確認を行います。



みなさんには、こんな役割があります！

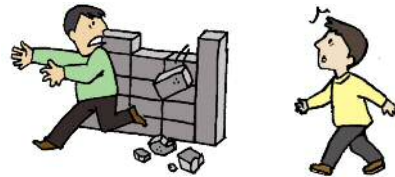
1. まず、わが身を守りましょう。

- 丈夫な机やテーブルの下などに隠れる
- 揺れの最中、直後の屋外への飛び出し禁止
- 揺れがおさまったら、安全を確認して、広場、空き地、避難所等へ避難



2. 建物の下敷になった人を発見したら、まず地域で協力して救出をしましょう。

- 大声での救出作業の呼びかけ
- 負傷者への声かけ



事業所（企業）には、こんな役割があります！

1. 帰宅困難となった従業員や顧客等に対して、安全の確保、飲料水、食料等の提供を行います。

- 施設の安全の確認、飲料水、食料や情報、仮泊場所等の提供
- 従業員等との安否確認 等

町では、取り組みます！

1. 帰宅困難者に対して、一時的な滞在施設の確保、飲料水、食料等の提供を行います。

- 災害発生により鉄道等の交通機関が運行停止した際、駅周辺の混乱を防止するため、一時的に滞在させるための施設を確保します。
- 一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等の提供を行います。

2. ボランティアの活動支援体制の整備を行います。

- 災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、平常時から毛呂山町社会福祉協議会等と連携を図り、ボランティアの活動拠点となるような災害ボランティアセンターを設置します。

3. 応急危険度判定を実施します。

- 余震などによる二次災害を防止するため、建物の応急危険度判定を実施します。



みなさんには、こんな役割があります！

1. 気象情報や災害情報は、報道機関や町からの情報を確認しましょう。

- 各報道機関の放送、全国瞬時警報システム（Jアラート）を使用した防災行政無線放送やエリアメール等で確認
- 町の防災行政無線、広報車、消防団・区長等を通じた詳細な雨量情報や河川の水位情報、その他災害に関連する情報の確認

2. 地震発生直後の情報はテレビ・ラジオを確認しましょう。

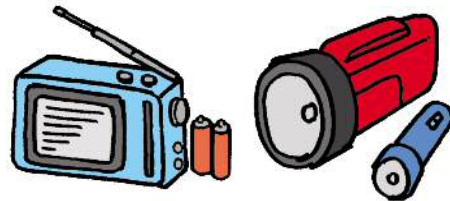
- 震源地・震度の確認、近隣の災害状況の確認

3. 町内の情報は、町ホームページや防災行政無線で確認しましょう。

- 町ホームページによる町の災害状況、家屋の処理、り災証明の発行、仮設住宅の募集等の確認

4. 家族・知人の安否情報は、災害用伝言ダイヤル 171 等で確認しましょう。

- 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板の活用



町では、取り組みます！

1. 災害に関する各種情報について広報活動を行います。

- 気象情報、災害の発生状況、二次災害の危険性等に関する情報、要配慮者への支援の呼びかけなど、各種情報について町ホームページや防災行政無線、広報車など多様な手段を用いて広報活動を行います。

2. 相談窓口を設置します。

- 災害発生時に被災者等の問い合わせや要望に応えるため、総合的な相談・情報提供の窓口を設置します。



みなさんには、こんな役割があります！

1. まずは、応急手当をしましょう。

- 傷口の消毒、止血などの応急手当
- 普段からの応急手当の知識の習得

2. 軽傷の場合は救護所へ連れて行きましょう。

- 擦り傷、切り傷など軽度な負傷者は、地域住民で最寄りの救護所への搬送



3. 重傷の場合は消防機関等へ通報しましょう。

- 救急車（重症度によっては県防災ヘリコプター）による埼玉医科大学病院等への搬送
※埼玉医科大学病院は災害拠点病院に指定

町では、取り組みます！

1. 医師会等との連携による救護所を設置します。

- 大規模地震などで町内全域に被害が発生した場合、町は、必要に応じ入間地区医師会等と連携・協力し、町内の小・中学校、福祉施設等に救護所を設置します。救護所には医療班が派遣され、傷病者の症状区分の判別（トリアージ）を行い、重傷者は、高度医療機関への搬送を依頼するほか、その他の軽傷者には応急処置を行います。

2. 被災により精神的なダメージを受けた被災者に対し、心のケアを行います。

- 精神的なダメージを受けた被災者に対し、心のケアが実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者等の専門職員を確保し、避難所、仮設住宅等への巡回を行います。



みなさんには、こんな役割があります！

1. 自治会単位で安全な避難所へ行きましょう。

- 家族・知人、近隣住民との団体行動の実施

2. 避難行動要支援者等の手助けをしましょう。

- 地域住民との協力による避難行動要支援者の安全確認

3. 非常持出品を準備しましょう。

- 必要かつ軽量でコンパクトな物の携行



【一次持出品】

- ・現金
- ・携帯ラジオ
- ・懐中電灯
- ・応急医薬品
- ・非常食（加熱不要のもの）
- ・飲料水
- ・衣類
- 等



【二次持出品】

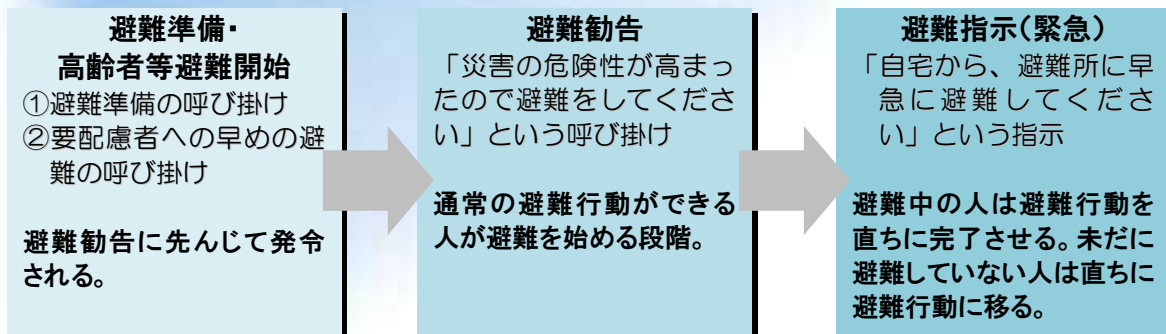
- ・最低3日分（推奨 1 週間）の食料と水（飲料水は1日3ℓ/人を目安にポリタンクにストックし、生活用水は浴槽に溜める）
- ・卓上コンロ、固形燃料
- ・使い捨て紙製食器
- ・災害用トイレ
- 等

町では、取り組みます！

1. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示の発令を実施します。

- 防災行政無線、広報車等を用い、迅速に発令を行います。このほか、町民の保護を目的に、危険な区域を「警戒区域」として設定する場合があります。

※避難場所への避難が危険な場合は「近くの安全な場所」か「自宅内のより安全な場所」へ避難しましょう。



2. 迅速かつ適切に避難所へ誘導を行います。

- 自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めます。

みなさんには、こんな役割があります！

1. 避難者による自主運営を目指しましょう。

- 避難生活が長期化することを見据え、避難所運営の代表者の選出及び避難者同士の役割分担を協議

2. 要配慮者等へ支援を行きましょう。

- 食料の供給や各種情報の伝達、避難所内の移動などの援助
- クールダウンスペースの優先的な利用

3. 生活ルールは守りましょう。

- 規律正しい生活、集団生活での配慮



4. 施設職員・ボランティア等と連携して避難所の運営をしましょう。

- 避難所となる施設の職員、ボランティアとの話し合いや連携の的確な実施

町では、取り組みます！

1. 状況に応じた避難所の開設を行います。

- 災害の状況に応じて、避難所を開設します。また、避難所の自主運営を促し、避難者同士で自主的な避難生活が行えるような手助けをします。

2. 健康管理等、良好な生活環境の確保を行います。

- 避難所では、避難者の精神的・身体的疲労による健康状態の悪化やストレス反応などが発生する可能性があります。これらの対策として、保健所、医師会等と連携・協力し、避難所の巡回健康相談を実施し、より良い生活環境の確保に努めます。

3. 長期化する避難生活を支えます。

- 要配慮者等のためのスペースの確保、必要な物資を提供ができる体制の整備、介護や心のケア等の巡回サービス実施等を行います。また、避難所の管理運営に当たっては、男女別の更衣室やトイレなど、女性への配慮に努めます。



みなさんには、こんな役割があります！

1. 飲料水は3日分（推奨1週間）の家庭内備蓄を行いましょう。

- 災害時に備え、普段からの家庭内備蓄の確保

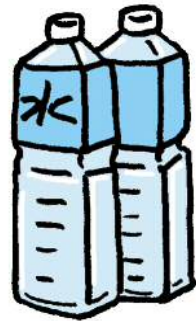
2. 水を手にする時は、入れ物を用意しましょう。

- ポリタンク、バケツ、ビニール容器等の持参

※断水した地域では、主に避難所を中心に給水車による運搬給水で飲料水の供給を行います。

3. 飲料水、食料の入手は、自宅での炊事が難しい方を優先させましょう。

- 自宅が倒壊、ライフラインが停止した地域等の方を優先



町では、取り組みます！

1. 災害発生時における相互応援協定の締結を行います。

- 行政間や民間団体と協定を事前に締結して、災害発生時の飲料水、生活物資、食料等の調達体制を確保します。
- 災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から埼玉県石油業協同組合及び町内給油店と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の調達体制を確保します。

2. 要配慮者及び女性にも配慮した備蓄物資の確保を行います。

- 基本的な生活を確保するために必要な生活必需品のほか、紙おむつ等の介護用品、簡易トイレ等の衛生用品等、避難所生活のプライバシーを確保するための物資など、要配慮者及び女性にも配慮した備蓄を行います。



◆緊急連絡先

連絡先	電話番号
毛呂山町役場	049-295-2112
西入間広域消防組合	049-295-0119
西入間警察署	049-284-0110

◆避難所

(平時から家族で決めておきましょう)

わが家の避難所
家族の集合場所

◆家族・親戚・知人の連絡先

氏名	生年月日	血液型	既往症	会社・学校等の連絡先

◆防災行政無線のメール配信サービス・電話応答サービス

毛呂山町では町民の方を対象に、防災行政無線で放送した内容を、事前にご登録いただいたメールアドレスに送信、または電話での自動応答（電話番号 0800-800-1165）により確認する事ができます。



【登録方法】

- ①右の QR コードを読み取り、サイトにアクセスし「空メール」を送信します。
※QR コードの読み取りができない場合は 下記アドレスに空メールを送信してください。
t-moroyama@sg-m.jp
- ②本登録用 URL が記載された「仮登録完了のお知らせ」メールが届きます。URL から本登録サイトにアクセスし、画面の案内に従ってご登録ください。



◆災害用伝言ダイヤルの使い方



災害時には電話が混雑し、家族と連絡がとれない方が多くいます。そんなときには「171」をダイヤルし、利用案内に従って伝言の録音・再生を行ってください。利用の開始や録音件数(最大10件)など、利用条件についてはNTTが決定し、テレビ・ラジオを通じてお知らせします。

録音方法

171 ▶ 1 ▶ 049 ▶ 自宅の電話番号

案内放送が流れます。市外局番が必要です。

再生方法

171 ▶ 2 ▶ 049 ▶ 自宅の電話番号

案内放送が流れます。市外局番が必要です。

※災害用伝言ダイヤルは、一般電話の他に公衆電話、携帯電話、PHSからも利用できます。

災害用伝言板への安否情報登録および確認方法

※PHSやパソコン等からも伝言が確認(災害時のみ)できます。
※詳しくは、携帯電話会社にお問い合わせください。

■登録方法

- Menu画面に表示される「災害用伝言板」を選択
- 「登録」を選択
- 「無事です」等の状態の選択と100字以内のコメントを入力
- 「登録」を押して完了

■確認方法

- Menu画面に表示される「災害用伝言板」を選択
- 「登録」を選択
- 安否を確認したい人の携帯電話番号を入力
- 「検索」を押して伝言を確認

お問い合わせ

毛呂山町役場
総務課 消防防災係

住所：〒350-0493

埼玉県入間郡
毛呂山町中央2-1

電話：049-295-2112